

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年9月7日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	廃棄物処理系廃液ろ過器入口弁に動作不良（全閉不可）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	4号機	非常用ディーゼル発電機補機冷却海水ポンプ(A)の出口圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・調整	D	
3	4号機	復水前置ろ過器（B）の逆洗操作において、ベント弁及びドレン弁に動作不良（自動制御による開動作不可）が認められたため、当該弁及び制御回路を点検・修理	D	
4	5号機	補助海水系硫酸第一鉄注入設備の注入ポンプ用作動油レベル計のパッキン部より油のリーク（3秒間に1滴程度）が認められたため、当該レベル計を点検・修理	D	
5	5号機	連続ダスト放射線モニタの遠隔制御盤（放射線管理室設置）内の制御用計算機が異常停止したため、当該計算機を点検・修理	D	
6	5号機	タービン建屋機器ドレンサンプポンプ（B）のグランドシール部より、グランドリーク水の飛散が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	5号機	廃棄物地下貯蔵設備用廃スラッジ貯蔵タンク上澄み水の移送ポンプ出口圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
8	5号機	原子炉建屋4階に設置されている原子炉再循環ポンプトリップ装置用しゃ断器の前面扉に動作不良が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
9	5号機	タービン建屋6、9kV高圧配電盤室のストームドレンサンプポンプ出口逆止弁に動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	6号機	復水器A2水室の逆洗操作時、中央操作室の逆洗弁開閉表示ランプに表示不良（赤色・オレンジ色ランプの両点灯）が認められたため、当該表示回路を点検・修理	D	
11	6号機	主蒸気隔離弁漏洩制御系の定例試験における主蒸気第2隔離弁（B）のベント系出口弁開閉操作後に、流量計に指示値不良が認められたため、当該流量計を点検・修理	D	
12	6号機	タービン建屋換気空調系南側給気ファン入口の冷却用配管下部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	集中環境施設	補助ボイラ（B）供給重油流量積算計入口側のストレーナに詰りが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	集中環境施設	高温焼却炉建屋の連続ダストモニタ装置に「機器異常」を示す警報が発生したため、当該モニタ装置用データ伝送回路を点検・修理	D	
15	集中環境施設	シャワードレン収集タンク（B）出口側逆止弁に動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
16	その他	ガンマ・ベータ線測定用電子式ポケット線量計（1台）に測定データの記録不良が認められたため、当該ポケット線量計を点検・修理及び対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで